

IPSF Code of Ethics

IPSF 倫理規定



www.polesports.org

この文書は IPSF の発行した英語版を日本語へ訳したもので、英語版が原本となります。英語版と日本語版に解釈の違い、不明瞭な解釈の捉え方に違いがある場合は英語版が優先されます。

Updated June 2016

序文

IPSF の倫理規定は、IPSF メンバーが倫理的衝突にあった場合に、矛盾なく対処できるように、倫理方針および基準を定めたものである。これは国際オリンピック委員会 (IOC) の理念と一致しており、IPSF の運営するポールスポーツ協会やポール競技すべてにおいて適用される基準となる。

倫理規定の適用範囲は、選手、公式関係者、コーチ、管理者、協会、その他の全てのメンバー会員に対してであり、一連の信条として存在し、全てのメンバー会員が IPSF の一員としての振る舞いができるよう創られている。

倫理規定に反したメンバー会員は、懲戒処分またはそれに値する処置がとられる可能性がある。この倫理規定には独自の基準や、手続き方法、制裁が明記されており、刑法や刑事手続きとは異なる。正確に言えば、IPSF メンバー会員であることの権利や特権は、大会、イベント、その他活動などに限らず、さまざまな特権が IPSF メンバーとして与えられる。IPSF の活動や、IPSF がスポンサーである、または認めるイベントに参加する個人の行動や振る舞いは、合法的であり、IPSF のルールや規制を順守したものでなくてはならず、フェアプレイ、スポーツマンシップ、正直さ、他人の権利への尊重の原則に従ったものでなければならない。

選手

- i. IPSF の選手はこの倫理綱領に従う義務がある。
- ii. IPSF に正式に認可されたイベントに参加する全選手は、申込時からイベントが終了するまでの大会開催中はメンバーとして考えられ、その全てのルールや綱領に従わなければならない。
- iii. IPSF に認可されたプログラムに登録する選手は、全てメンバーを更新するとみなされ、その登録期間中は全てのルールや綱領に従わなければならない。

選手の倫理的な配慮

- i. IPSF のイベントに参加する選手は、どのような地位・立場にも関わらず、フェアプレイの国際ルールに従わなければならない。
- ii. フェアプレイとは、単にルールに従ってプレイを行うという定義ではない。
フェアプレイとは、友好関係、他人への尊重、そして常に健全な精神で参加することが含まれる。
また、フェアプレイとは単にその行動だけではなく、考え方の定義も含む。それは、不正行為、反則に近い巧妙なプレー、ドーピング、暴力 (物理的暴力だけでなく言葉の暴力も含む)、セクハラ行為、選手や他人へのいじめ、利己的な搾取、不平等、過度な商業活動や汚職行為等の排除に関わる問題も含む。

- iii. フェアプレイとは、肯定概念である。ポールスポーツは、社会的、文化的活動としてふさわしく、社会を豊かにし、各国の友好関係を築くものである。また、ポールスポーツは自己認識や、自己表現、個人達成と同様な充足感、技術取得、社会との交流間での実演能力、楽しみ、健康、幸福の機会を与える個人活動としても認識されている。IPSF はこれらへの関与を促進し、社会的責任を負う機関である。
- iv. 全ての選手は、自らの能力、年齢、性別、宗教、社会的民族的背景や政治的信念にかかわらず、公平かつ平等に評価され扱われなければならない。
- v. 選手は IPSF 当局に関わるどんな利害にも拘束されてはならない。そのような利害等はイベントが開催される前に宣言され、IPSF 重役委員会によって審議にかけなければならない。
- vi. 個人的な偏見による決定などは不正であり受け入れられない。
- vii. 利害衝突につながる可能性のある事柄は、真実で明白であっても、避けられなければならない。
- viii. 贈与品、接待、特別な引き立て、特権、行使や特定の集団、学校および個人との個人的関わり等、公正な行いと判断ができないものは全て避けなければならない。
- ix. 選手は IPSF 当局に対してプロフェッショナルとしての威厳と礼儀をもって接する義務がある。
- x. 選手は他の選手に対して、プロフェッショナルとしての威厳、尊敬、礼儀をもって接し、公然で他の選手を批判することは不適切な行為であると認識していなければならない。
- xi. 選手は不適切な行為を請け負うべきではない。むしろ、IPSF のルールや価値感に反する行いは全て排除するように期待される。
- xii. 選手は最新の WADA 綱領規則を順守し、IPSF の行う全てのイベントに適用されてる国際オリンピックアンチドーピングルールを順守しなければならない。

選手の行動基準

- i. 選手は IPSF のルール、規則、ポールスポーツの倫理概念を理解し従うこととする。
- ii. 選手は成功や失敗、勝利や敗北に対しても平等に受け入れることとする。
- iii. 選手はイベント主催者の決定をそれが違反と思われる場合でない限り、抗議することなく受け入れる。もし違反だと思われる場合は、選手は IPSF の苦情規則と手続きに従って控訴する権利がある。しかし、苦情を控訴する時まで、選手は尊敬をもったふさわしい行動をおこない、状況に応じた振舞いをしなければならない。
- iv. 選手はイベント主催者を欺くような言動を行ってはならない。
- v. 選手は参加するイベント、大会毎に code of conduct form に署名をしなければならない。
- vi. 選手は以下の項目内容を行うことは禁止である：
 - 旅行中、大会開催中、交流中、宿泊施設や他施設でのドラッグ使用
(ただし医療目的は含まない)

- 大会前および大会開催中のアルコール摂取
- ストライキをする、またはストライキをしようと試みる行為や、関係者、選手、観客、コーチへの物的攻撃行為
- 意図的に参加者や観客を攻撃的、暴力的な行為へ駆り立てる行為
- 節度を欠いたジェスチャーや冒瀆表現、不敬な言葉を発する行為
- IPSF の宿泊施設を荒らしたり、開催地の国、州、市の法律を違反する行為
- 大会開催前、開催中、開催後に裸になる行為

審査員

- IPSF は、審査員がポールスポーツの大会において公平に行動する義務があると考えます。
この義務は、正確に、公平に、客観的に、そして誠実性を優先し行動する義務である。
- 審査員は業務に携わる如何なる時も、プロフェッショナルなマナーで接することが重要である。彼らに権利や自立性を与えられるには、それに伴った責任感や高い専門知識を持たなければならない。
- 審査員は、自ら高レベルの行いを順守できる「プロフェッショナル」であり、ペナルティーを恐れず、むしろ人並み外れた人格の持ち主でなければならない。審査員は、自らの行動に責任をもって行う。この行動は、道徳観と、またその決定が適切で理由が明白である上で行われる信念とに基づいていなければならない。

審査員の倫理的な配慮

- 審査員はポールスポーツ大会で公平かつ平等な審査以外のどんな利害関係に関わってはならない。個人的偏見や不誠実性に偏った決定は認められない。
- 利益的衝突につながるような事柄は、たとえそれが真実であったり真実のように見えたとしても、避けなければならない。贈与品、接待、特別な引き立て、特権、行使や特定の集団、学校および個人との個人的関わり等、公正な行いと判断ができないものは全て避けなければならない。
- 審査員はスポーツ、ルール、ポールフィットネスのメカニズムやテクニカルに関して自己学習し、見識を深め続けなければならない。審査員は任務を引き受ける際や要求された場合は、その能力と資格をもって、責任を務めなければならない。
- 審査員は他関係者に対してプロフェッショナルな尊厳と礼儀をもって接し、公然で他関係者を非難することはふさわしくないと理解していなければならない。審査職務を行いながらも、審査員はファンや管理者、コーチ、選手など全ての層の人たちを不適切な行為から守らなければならない。また職業や地位を傷つけるような全ての行動を排除するように努めなければならない。

- v. 審査員はIPSFの認可した審査員として、審査で関わる全てのイベント毎にcode of conductに署名しなければならない。

審査実施の基準

- i. 大会に纏わる全てのルールに、正直に、公平に、客観的に参加すること。
- ii. 全ての選手の利益に対して同等に保護すること。
- iii. 選手、他関係者、管理者にプラスになるような最適なコンディションを提供することに協力すること。
- iv. ポールスポーツ選手の感情や競争意欲に敬意を払い、白熱した競争の中の彼らの増大する感情に対して十分な評価を行うこと。
- v. 円滑な管理のために必要な規則やルールに敬意を払い、公に選抜された管理者と関係者に進んで協力し、審査任務を責任もって行うこと。
- vi. 大会主催者と一緒に明確で迅速な決定を下せるよう協力し、大会基準や審査手続きに従うこと。
- vii. 他の審査員や関係者の決定に影響を与えようとせず、個人の意見や決定に敬意を払うこと。
- viii. 審査員として審査選定においての特別な信頼を授けられていること、およびスポーツ関係者として期待される行動基準に従うことを誇りに思うこと。
- ix. ポールスポーツ選手、他関係者、管理者と協力して、スポーツとしてのポールスポーツの発展とIPSFの目標到達において、道徳的にも物理的にも高レベルなものへ発展になるよう協力すること。

コーチ

- i. コーチは全てのスポーツ競技においても倫理設立に重要な役割となる。コーチの倫理概念と振る舞いは、その監督指導により選手の行動に直接影響を与える。それゆえ、コーチは自身の行動の道徳的見解に対して特に注意を払わなければならない。下記に記載する内容はナショナルコーチング振興財団とナショナルスポーツコーチ協会によって表明された基準に従ったものである。

コーチへの倫理的な配慮

- i. コーチは、戦略的ターゲットと同様に日常の決定や行動選択のほとんどに倫理的意味合いがあることを認識していなければならない。コーチにとって勝利させることが基本指針であることは当然である。この倫理綱領ではそれを否定するわけではない。しかし、この綱領でコーチに求めることは、「勝てばそれでいい」という態度から分離することである。

- ii. 選手のコーチングを行う中でコーチは責任を増大させなければならない。目的達成、クラブ、学校、コーチの名声の前に、選手の健康、安全性、福利、道徳教育が最優先である。

コーチの基準

- i. コーチは全ての人の権利や、尊厳、価値へ敬意を払い、競技中も平等に扱わなければならない。
- ii. コーチはパフォーマンスを上げることや、どのような事柄よりもまず、選手それぞれの健康と安全を重視しなければならない。
- iii. コーチは IPSF によって定められた全てのガイドラインに従わなければならない。
- iv. コーチはどの選手ともお互いの信頼と尊敬に基づいた関係を築き発展させなければならない。
- v. コーチは個人的な利益や恩恵を得るために影響を与えるような行いをしてはいけない。
- vi. コーチは選手が自らの行動や演技に責任をもてるように促し導かなければならない。
- vii. コーチは監督、推奨する内容が選手の年齢、成熟度、経験、能力に適切なものであるか保証しなければならない。
- viii. コーチはまず初めに、何を期待されているか、また IPSF の開催イベントにおいてどんな権利を与えられているかを明確に選手に伝えなければならない。
- ix. コーチは他のスペシャリスト(他のコーチ、関係者、スポーツ科学者、医者、フィジオセラピスト等)と協力して選手のベストな状態を作らなければならない。
- x. コーチは常にスポーツのポジティブな面(フェアプレイ等)を促進し、ルール・規則の違反、ポールスポーツの精神に反した行動や、禁止されている薬物使用や技術使用を決して許してはならない。
- xi. コーチは常に高レベルな行動基準や体裁でいなければならない。
- xii. コーチは不適切な発言をしたり、不適切な発言を許してはいけない。
- xiii. コーチは全ての IPSF の大会において、関係者としての立場にいる限り code of conduct に署名しなければならない。

利害衝突を避けるための規制

この規制は The International Pole Sports Federation (今後訳して“協会”と記載)のメンバーによる全体会議によって草案および承認された規制であり、協会主体の機能と遂行における衝突を避ける為に存在している。

この規制は、協会の総合メカニズムにおける利益衝突の定義と、利益衝突を避け、協会に採用された決定権を持つ者が協会や協会メンバーへ危害を与えることを法的に解決することを概念に草案されている。

関連当事者、個人利益と利益衝突

- i. 関連当事者とは、他の組織や個人との取引を含む協会による特定の活動によって利益を持つ者のことである。(例えば協会のメンバー、協会の規制機関オフィスを構える者、協会主催のイベント審査員など)

関連当事者は下記を含む:

- 協会メンバー
 - 協会規制機関メンバー
 - 協会最高責任者
 - 規制を採用した日もしくはその後に設立された協会の活動を規制、監督するオフィスを構えている者
 - 雇用契約または市法契約を結んだ協会の社員
 - 大会およびコンテストを含む協会主催の全てのイベント審査員
- ii. 個人利益とは、協会または協会メンバーの法的利益や保証権利に影響を与える可能性のある物事やその他利益のことである。
- iii. 協会によって行われるある特定の活動から生まれる利益は、関連当事者と協会との間の利益衝突となり得る。
- iv. 利益衝突とは IPSF の定める個人利益の状況のことである。
- v. 利益衝突はプロフェッショナルな業務遂行に影響を及ぼす可能性がある。
- vi. このような利益衝突と協会の法的利益の間では矛盾対立が起きることとなる。
- vii. 結果、協会の法的利益を侵害する対立が起こる可能性がある。

利益衝突を避けるために

協会は、協会とそのメンバーとの間の利益衝突につながる活動、つながる恐れのある行為を行ってはならない。つまりは、下記例のような事例である。

- i. 協会の最高責任者は下記項目を行ってはならない：
 - 協会の代表者として IPSF が定めるルールに反する行動
 - 協会メンバーに関わりのある証券の購入、協会に従属する会社や有価証券または不良債権として機能する公の会社および関連会社の証券の購入
 - 損害保険、ローン、またはその他契約を、協会メンバーや協会に従属する会社、関連会社と交わすこと
- ii. 協会の規制機関オフィスを構える関係者や協会メンバーは主に次のような協会の利益のために努めなければならない：
 - 法定文書に明記されている活動の目的達成に必要なことや、全ての行動や取引への協会としての迅速な対応
 - 協会の持つ能力を自らの利益のために行使することを避ける
 - 協会の持つ能力を第三者との商業的利益のために行使することを避ける
- iii. 関連当事者は協会の利益のために努めなければならない、主にそれは活動目的に関係することであり、協会法定文書に明記されていないその他の目的のために協会の能力を利用することは行ってはいけない。関連当事者は個人の利益のために公の権力の行使、権利や地位の搾取、協会の承認無しに個人の決定権でイベントを匿う等をしてはならない。
- iv. 規制の樹立を目指して、「協会の能力、権力」が協会に属するものであるべきである。物的所有権も無形所有権も、ビジネス活動の可能性、活動内容の情報や協会の目的がそれに当てはまる貴重なものである。

利益衝突の解決策

- i. もし IPSF の定めるルールに反する、関連当事者が協会の取引や活動に関心を示したり当者になろうとする場合、
 - そのような当事者は取引を実行に移す決定をする前にその取引によって得る利益について、利益衝突を解決する機関である委員会へ知らせなければならない。

その取引は協会の重役委員会または協会メンバー全体会議によって承認されなければならない。

- ii. 取引が協会重役委員会または協会メンバーの全体会議で承認された場合は(その承認は取引が締結された後に与えられる)、関連当事者はそのような取引によって引き起こされる負の結果については責任を負わない。

利益規制の衝突による影響

- i. もし雇用契約書に基づく雇用を行う者、または市法契約に基づくサービス提供を行う者が規制条件に違反した場合、協会最高責任者および協会重役委員会は協会と第三者の間で結んでいる雇用契約(市法契約または IPSF 認証評価)を早期に終了させる解決策を取る。
- ii. もし協会のメンバーである者が規制条件に違反した場合、そのようなメンバーは責任を持って協会から除名の懲戒処分を負う。IPSF による認証評価を受けていたスポーツ組織または協会の者は、その認定を解かれる。
- iii. もし規制条件が守られなかった場合、関連当事者はその当事者によって非営利組織に与える損失の範囲までの責任を負う。もし複数の関連当事者によって非営利組織に損失を与えた場合は、その関連当事者は連携してそのような非営利組織に対して責任を負わなければならない。
- iv. 関連当事者の取引または規制条件の違反に伴う締結ととれる取引は、競合可能であり、協会最高責任者(協会重役委員会)の決議によっても、裁判においても法的に無効なものとして認識される。

各国のナショナル協会

- i. 正式認可を得た全ての共同経営者および全てのナショナル協会はこの倫理綱領に従事し、また同様に全ての倫理綱領を各国それぞれの中で宣伝、普及に努めなければならない。
- ii. IPSF のメンバーシップ認定プログラムに登録されている各国のナショナル協会も、常に継続してメンバーであることが望ましく、登録している間は綱領やルール全てに忠実である義務がある。

ナショナル協会への倫理配慮

- i. 各国のナショナル協会は各国で開催される全ての大会において、倫理綱領と選手、コーチ、審査員のルールに従い、IPSF によって認可されるものであると理解すべきである。これは選手のナショナル綱領や、コーチや審査員の署名、そして全ての選手が倫理綱領に精通することを含む。

- ii. 各国のナショナル協会は、全ての選手、コーチ、審査員への倫理綱領には従わなければならない。
- iii. IPSF のメンバーとして、各国のナショナル協会はスポーツマンシップでフェアプレイのルールに従うことが倫理的な義務であると認識しなければならない。これは規則の支配下にいる全ての委員会メンバーや利益衝突に纏わることと同様の全ての綱領も含まれる。もしナショナル協会メンバーが、メンバーであることの地位を守るためにモラルに欠ける行為を行った場合は、尋問が行われることとなる。
- iv. ナショナル協会は、IPSF の倫理綱領に従う中で倫理概念と各国内でのポールスポーツの積極性を守ることで恩恵を受けている。もしナショナル協会委員会がこれらから外れた行動を決断する場合は、IPSF 重役委員会に即座に知らせ、IPSF の認定と会員権利について協議しなければならない。